第５回部会議事概要

開催日時：平成２７年７月２１日　火曜日　午前１０時から１１時５０分

場　　所：エルおおさか南館７５

出席委員：伊藤　公雄　　　京都大学大学院文学研究科教授

海東　千裕　　　株式会社髙島屋人事部人事担当次長

川口　章　　　　同志社大学政策学部教授

西田　裕美　 　読売新聞大阪本社編集局編成部次長

山中　京子　 　大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授

会議概要：

１　開会

２　議事

◎主な意見等（※：文中○印は委員、●印は事務局によるもの）

（１）新たな大阪府男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について

■事務局より説明

○　資料１のＰ２の各種データについて合計特殊出生率や高齢化率など最新データ（例：２５年度や２６年度調査結果）に修正できないか。直近の平成２２年度国勢調査結果を引用するケースもあるとは思うが。

●　検討する。ただ、全国比較できるデータであるかどうかも考慮する必要がある。

○　資料1のＰ３「１男女共同参画による社会の活性化」について、タイトルと内容が不一致である。内容にあわせてタイトルを変更するべきではないか。

●　ローマ数字Ⅲのパーツは審議会で議論頂き、まとめて頂いた「３次評価」を引用。

ご指摘のタイトルは現行プランでも使われているタイトルであり、タイトル変更は困難。

○　「現状」の中で、「男女共同参画社会の形成は社会の活性化に資する云々」などの文言を追記すれば、タイトルに沿った内容になると思う。

●　「現状」又は「課題」の記載に追記する方向で検討したい。

○　資料１のＰ６（２）の二つ目のポツ「児童虐待防止法等の観点から教育機関、福祉機関等と連携して・・・」だが、児童虐待に対して一義的に対応する機関は福祉機関なので、「教育機関」、「福祉機関」の順番を入れ替えるべき。

○　この件に関連して、ＤＶ対応については医療機関との連携も必要である。法は医療機関に対して通報義務を規定している（第6条２項）。ＤＶ対応については医療機関との連携、児童虐待防止については福祉、教育機関との連携、その両方が必要ではないだろうか。

●　「児童虐待防止法等の観点から教育機関、福祉機関等と連携した」の「等」で読み込むという解釈は難しいだろうか。

○　医療機関の通報義務は法律に規定されたもの。「ＤＶについては、医療機関や福祉機関との連携が必要であり、多分野にわたる課題があるため、児童虐待防止法等の観点から・・・」という感じで記載すれば良い。

○　今の議論に関連して、Ｐ６（２）の一つ目のポツの部分、ＤＶに関して大阪府は他府県と連携していたのではないか。例えば、ＤＶ被害者保護の場合、県境を超えた対応が必要となるケースがありえるため。答申文案も「今後とも市町村・他府県、関係機関と連携し」など他府県との連携を入れるべき。他府県間連携は滋賀県でも行っていると先日聞いているし、兵庫県はそれ以前から取り組んでいる。

●　まずは現状確認して対応したい。

○　資料１のＰ７の三つ目のポツ「外国人の方々」の「方々」は不要。

●　修正する。

○　資料１のＰ８の６つ目のポツ「退職後においても男性が子育てに関わることが期待されている」という部分について、例えば「家庭や地域を貫いて、積極的に子育てに関わる」など、自分の子どもではなく、孫や地域の子どもの子育てに関わっていくというニュアンスが出るよう工夫するべき。定年退職後に自分の子どもが生まれる人もいるだろうが、例外的と考えられるため。

●　表現は精査する。

○　資料１のＰ１０から１１。Ｐ１０記載の「新たな視点」とＰ１１記載の「新たな視点」の意味は同じ意味か。Ｐ１０では「新たな視点を取り入れていくことが必要」と記載されているが、この「新たな」とは女性活躍推進法への対応等を意味しているのか。Ｐ１１の「新たな基本的視点」の「新たな」は答申の３本柱のことを意味しているのか。

●　Ｐ１０は総論を意味し、Ｐ１１は３つの大項目を意味している。

○　Ｐ１０とＰ１１の「新たな」の対象や意味が違うという意味ですね。

○　Ｐ１０の「新たな」は女性活躍推進法をいい、Ｐ１１は３つの柱立てという意味。

その意味では、Ｐ１１には「新たな」は不要。

○　滋賀県は「イクボス宣言」をした。「オピニオンリーダー」関係で大阪府で役職者が「イクボス宣言」をすることはどうか。難しいかもしれない。

○　資料１のＰ１１①「働きたい女性が」という文言について、「女性が」と限定しなくてもいいのではないか。「働きたい男女が」と記載すればよい。

●　現状是認ではないが、女性が育児や介護のために職を離れることなどが多い現状を踏まえ、そのための課題解決を提示するという意味で、「働きたい女性が」と表現したが、その点については、事務局内部で再度、検討させてほしい。

○　資料１のＰ１５の④「乳がんや子宮頸がんは女性の若い世代に多いがんであるため」と記載されているが、何と比較して「多い」と表現したのか。

●　本日、比較数値は持ち合わせていない。しかし、この言い回し自体は府のがん計画の記載から引用したもの。

○　「若い世代にも多い」と「も」を入れればよい。乳がんは若い世代以外でも多いがんなので。

●　原文では「乳がんや子宮頸がんは女性の若い世代に多いがんであるため、がん検診受診を促進し、早期発見・早期治療を実現していくための取組みが必要です。」とあり、２５～４９歳までの若い世代の女性のがんのうち、乳がんと子宮頸がんが多いことを述べているに過ぎない。表現も含めて事実確認する。

○　資料１のＰ１５（２）①の２行目に「他府県や」という言葉を追記するように。

○　減災や防災でも他府県との連携を入れるべきではないか。

●　防災関係では、避難所に女性トイレがない、オムツがないなど、女性の視点を取り入れた防災体制を構築していくことを意識して答申に書き込んだもの。

○　資料１のＰ１５、自殺について男性の自殺者数が多いことに対する問題提起はできないか。１９９０年代の自殺者の男女比は男性１．８対女性１だったが、最近では、男性３対女性１と、男性の自殺者割合が高まっていることがある。

○　本答申案は女性に関する記述がやや多いので、男女のバランスを取る意味で男性の自殺者は男性が多いことに対する問題提起を記載した方がよい。

○　資料１のＰ１５で「インターネットを経由した」の「経由」という表現はあまり使わないのではないか。「介した」でも意味は通じるのではないか。

●　「経由」という文言は、国の第４次計画素案（検討中のもの）を参考にしたが、この文言を使わなければならない理由も特段あるわけではないので、再検討する。

○　資料１のＰ１７の下から６行目の「異性愛」は削除し、「等」としたほうがよい。特殊な状況下は例外として、通常、異性愛を持つことが「性的指向を理由として困難な状況に置かれている」とは言えないため。

○　資料１のＰ２２「男女雇用機会均等法の施行」は１９８６年。３０年というなら「制定」が正しい表現ではないか。

●　修正する。

○　資料１のＰ７「男性、子どもにとって」とあるが、男性に対する取組みと子どもに対する取組みは違うものではないか。取組みの違うものを同じタイトルで括って表現することに違和感を感じる。

○　このタイトルは現行プランの項目として既に記載されている。経緯ある話だが、国が第三次計画を立てた際、「男性、子どもにとっての男女共同参画」というタイトル構成をしたことに由来している。

○　資料１のＰ１３（３）第２パラグラフ。「制定」に直すこと。

●　修正する。

○　府が人口減少に向かったのはいつの時点か。

●　平成２２年度。平成２２年度で８８７万、２７年度には推計だが８７１万人。

○　資料１のＰ１の第三パラグラフ、「人口減少」だけではなく、「少子高齢化」についても触れておくべき。「人口減少」だけでなく、「少子高齢化の進展」が問題だから。

●　修正する。

○　平成２５年度には高齢化率は２５％を超えていないか。

●　府の人口減少白書によれば平成２７年度の推計値で２６．４％。

○　資料１のＰ１の第二パラグラフ、「その結果」というのは言い過ぎではないか。

確かに「男女プラン」に基づく取組みで男女共同参画が進んでいるとは思うが、「その結果」というのは言い過ぎではないか。

●　検討する。

○　資料１のＰ１６「売買春」の前に「人身取引」を入れるべき。

●　修正する。

３．閉会

以　上